



Title	女性参政権運動の政治史：初期議会から「憲政の常道」まで、1890～1925 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	山中, 仁吉
Citation	北海道大学. 博士(法学) 甲第15703号
Issue Date	2024-03-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/92000
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Jinkichi_Yamanaka_review.pdf (審査の要旨)



[Instructions for use](#)

学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（法学）

氏名：山中 仁吉

審査担当者	主査	准教授	前田	亮介
	副査	教授	空井	護
	副査	教授	眞壁	仁

学位論文題名

女性参政権運動の政治史－初期議会から「憲政の常道」まで、1890～1925－

本論文は、帝国議会が開設された1890年代から政党内閣制（いわゆる「憲政の常道」）が実現していく1920年代にいたる戦前日本の女性参政権運動の展開を、キリスト教から社会主義までおよぶ多様な運動団体および運動指導者の論理と戦略に注目しつつ跡づけたものである。著者はその際、男子普通選挙制の成立にみられるように戦前日本の政治体制が権威主義的体制から徐々に民主化しつつも、なお女性をカテゴリー的に排除し続けた点に注目し、そのような民主化途上体制において女性の政治参加をめざす圧力団体として、多様な女性運動団体が団体間関係および対男性議会政治家関係の2点でどのような連合を試みたのか、また団体内の忠誠や一体性をどのように維持・強化しようとしたのかを、渉猟した多様な史料を通じて明らかにしている。

この視角と意義を序章「女性参政権運動の論理と戦略」で説明した上で、第1章「ジェンダー化された明治立憲制の現出」では、明治新政府に伏在していた反＝女性参政権の感覚が、明確なイデオロギーこそ造形しなかったものの、自由民権運動期の警察実務レベルの取り締まりを経て、帝国議会開設前後に集会及政社法、そして治安警察法第5条として、女性の集会・結社の自由の制限が公式の制度に埋め込まれる経緯を論じている。第2章「初期女性参政権構想の蹉跌」では、同時期に台頭した女性キリスト者団体の矯風会が女性の政治参加を模索したものの、徳富蘇峰や植木枝盛といった男性政党政治家・知識人の論理と戦略への依存、さらに矯風会自身の社会活動（禁酒や廃娼）や「良妻賢母」の優先によって尻つぼみに終わったこと、また明治社会主義においても堺利彦にみられる男性指導者中心の運動が限界をきたしていたことが示される。日露戦争後に女性論客たちの星雲状態が生じるなかで、彼女たちの新たな結集軸をもたらしたのは、第一次世界大戦後の世界的な女性参政権運動の潮流であった。第3章「女性参政権運動の出発」では、『青鞥』以来の女性解放運動の人格的象徴というべき平塚らいてうが、与謝野晶子や山川菊栄との母性保護論争を通じて女性労働問題の現実、さらに既存の労働運動（友愛会）における男性中心の限界に直面し、女性主導による運動団体を組織化するため市川房枝、奥むめおと新婦人協会を創設する経緯が、第4章「女性参政権運動の展開」では、新婦人協会が政友会一党優位のもとで「中立」を掲げつつ貴衆両院や各政党（政治家）への陳情、請願、選挙支援を通じて、戦前女性参政権運動のほぼ唯一の成果たる治安警察法第5条改正（1922年）を実現する政治過程が、詳細に解明されている。しかし、元来は同床異夢の新婦人協会にとって目標達成の代償は小さくなかった。第5章「女性参政権運動の再出発」は、平塚と市川（次いで奥）の離脱による三頭体制の破綻、さらに社会主義女性団体の赤瀾会による切り崩しと矯風会の女性参政権運動への旋回による競合団体の登場の中で、後期新婦人協会が新世代の坂本真琴を台風の目として革新俱樂部に接近し、この動きが女性運動の大同団結を掲げて国政・地方参政権の実現をめざす婦人参政同盟につながる事実注目している。護憲三派内閣の成立後、運動の主導権は、米国帰りの市川房枝と矯風会の連合による婦人参政権獲得期成同盟会（1925年に婦選獲得同盟）に移行するものの、

そこで女性運動が再選択した「中立」の駆動力はもはや奥のような反政治路線ではなく、坂本や新しい矯風会指導者（ガントレット恒子や久布白落実）のような政党政治への能動的・機動的な対応だったのである。終章「女性参政権運動の見取り図」では、市川を象徴的な指導者としての1924年の「中立」の再選択が、二大政党間競争の時代たる「憲政の常道」期の女性運動に適合的な論理と戦略となったことを示唆しつつ、本論文の内容と含意を権威主義体制の民主化をめぐる比較政治学の理論と接続している。

以上のように、本論文は、政治学・歴史学の観点から戦前日本の女性参政権運動の統一的な見取り図の提供をめざしたパイオニア的な研究であり、今後、1930年代・戦時期への展望や海外の女性参政権運動の諸事例との比較も加えた、より包括的な著作として公刊された暁には、学界で大きな反響を呼ぶものと思われる。

本研究の意義は第一に、戦前日本の女性参政権運動の例外的な成果というべき第一次大戦後の治安警察法第5条改正の政治過程について、新婦人協会内外の多元的なアクター（女性指導者）を巧みに整理し、また組織内の忠誠の再生産や組織間の調整に光をあてつつ精緻な分析を行ったことである。第二に、限定的に民主化も進んでいた戦前日本の政治体制のもとの女性参政権運動の論理と戦略に注目することで、圧力団体による政治参加の拡大という歴史上の回路を再評価し、ひいては現代民主制にとって圧力団体がはたす決定的意味を浮かび上がらせたことも、歴史研究にとどまらない政治学の分野への重要な貢献である。第三に、平塚らいてうや市川房枝のようなビッグネームのみならず、女性運動に伝統的だった「中立」論から離れて革新倶楽部という特定政党に主体的に接近した坂本真琴や、やはり伝統的には非／反政治志向だった矯風会を「婦選」論に旋回させたガントレット恒子や久布白落実のリーダーシップを魅力的に描き分けたことも、著者の政治史研究者としての力量を示すものとして高い評価が与えられた。

こうした評価の一方で、本論文の構造的な問題点も少なからず指摘された。第一に、本書の主たる対象とする時期からは、山川均らによって議会主義的な社会主義運動が活性化する1922年以降の展開の叙述や、「憲政の常道」期への本格的分析が欠落しており、先行研究の理解を序章で批判した戦時期への言及の不在とあわせて、全体として主題と時期設定の組み合わせにちぐはぐな印象が否めない。第二に、鍵概念である「戦略」についても、女性団体間調整や対議会調整といった複数のレベルでの「戦略」が整理されず概念操作に混乱があること、また政治状況に対応して戦略の再編や転換が生じるという全体のトーンゆえに、ときに偶発的で中長期的な視点を欠いたものとして戦略が論じられる点にも、批判が集まった。第三に、前半（第1章、第2章）の叙述が、一次史料に裏づけられるもののやや精彩や議論の新しさを欠いており、さらに矯風会の台頭から新婦人協会の登場までの間の20世紀初頭の叙述もごく駆け足で、「政治史」をタイトルに冠する連続的な政治過程分析としては飛躍がある点も、改善が望まれる。

もっとも以上の問題点はいずれも、今後の分析枠組みの彫塑（たとえば、政党内閣（制）への移行といったレジームの変化と、圧力団体（女性団体）の「機会の窓」の関連づけ）や、時期の下限の拡張（たとえば1930年代前半の中間内閣（斎藤実内閣・岡田啓介内閣）期）により解決されうるもので、戦前日本の民主化途上体制における女性参政権運動を一貫した視座で跡づけた本博士論文の豊かな成果を損なうものではない。また、当日の種々の批判や質問に対する著者の受け答えはいずれも簡潔ながら要を得た、謙虚で誠実なもので、氏の研究が今後これらの問題点を乗り越えていく可能性を大いに感じさせた。

以上から、本審査委員は、山中仁吉氏の博士論文が博士（法学）の学位を与えるに相応しい、日本政治史学の優れた成果であるという点について、見解の一致を見た。